

八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市観光振興PRキャラクター「はっちお～じ」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という)の貸出等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸出を行う物品は次のとおりとする。

「はっちお～じ」着ぐるみ1セット

(頭部・ボディ・羽衣・ヘッドバンド・やつで団扇・ファン・バッテリーボックス・バッテリー・充電器・袋・スーツケース大・スーツケース小)

(貸出基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 八王子市が主催、共催し、または後援するイベント、その他の催しで使用するとき。
- (2) 八王子市の関連団体及び公共的団体が営利を目的としない活動に使用するとき。
- (3) 八王子市のPR、八王子市の産業振興、その他公益上の観点から適当と認めるとき。

(貸出対象)

第4条 着ぐるみの貸出対象となる団体は、第3条に定めるイベントを主催する団体とする。

(貸出の承認申請)

第5条 前条の承認を受けようとするときは、八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ借用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 借用を希望する行事が、第3条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 八王子市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) その他、市長がその使用について不適当であると認めたとき。

3 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、市長は使用条件を付すことができる。

4 市長は、審査の結果、貸出を承認しないときは、申請者に貸出不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

5 申請書は、貸出を受けようとする日の3月前から10日前までの期間に提出しなければならない。

（貸出の承認）

第6条 着ぐるみの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（使用料）

第7条 着ぐるみの使用料は無料とする。

（貸出期間）

第8条 貸出期間は、原則として貸出日から返却日までを含めて10日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）借り受けの際に観光課職員から使用上のレクチャーを受けること。また、その内容を遵守すること。
- （2）申請した用途のみに使用すること。
- （3）貸出期間を遵守すること。
- （4）着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- （5）着ぐるみの使用について、別に定める注意事項を遵守して取り扱うこと。
- （6）その他、市長が指示する使用条件に従うこと。

（原状回復）

第10条 紛失、破損、汚染等があった際は、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。また、クリーニングを行う際は、事前に市と協議すること。

2 前項の規定に関わらず、市長が補修又はクリーニングを求めた際は、借受者はこれに従わなければならない。

（借受者の責任）

第11条 着ぐるみ着用により、使用者及び当該イベントが被った損害又は第三者に与えた損害に対して、市は一切その責めを負わない。

（報告書の提出）

第12条 催しの終了後14日以内に実績を市長へ報告(提出)すること(はっちお~じ使用中の写真など、使用状況が分かるもの)。

(貸出承認の取消し)

第13条 借受者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、市長はその承認を取り消すとともに、以後の貸出は承認しない。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により貸出承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの貸出の承認を取り消したときは、その借受者に、貸出承認取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により貸出の承認を取り消された者は、着ぐるみの貸与期間中であっても、クリーニング、原状回復の上、速やかに着ぐるみを返却しなければならない。

4 市長は承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(庶務)

第14条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、産業振興部観光課において処理する。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)9月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条、第 5 条関係)

八王子市観光振興 P R キャラクター着ぐるみ借用申請書

年 月 日

八王子市長 殿

住所
氏名
(名称及び代表者名)
電話

八王子市観光振興 P R キャラクター「はっちお～じ」の着ぐるみ貸出について、下記のとおり、申請します。

記

借用目的	
使用方法	
借用期間	年 月 日()から 年 月 日()
連絡責任者	(フリガナ)
	氏 名
	連絡先 TEL FAX
添付書類	1 使用する際の企画書、スケジュール表等 2 その他参考書類

様式第2号(第4条、第5条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ貸出承認書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

年 月 日付で申請のありました八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみの貸出について、下記のとおり承認します。

記

貸出期間	年 月 日() から 年 月 日()
承認条件	<ol style="list-style-type: none">1 八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ借用申請書の申請内容どおりに使用すること。2 八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。3 その他

様式第3号(第4条、第5条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

年 月 日付で申請のありました八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみの貸出については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

不許可の理由：

様式第4号(第4条、第5条、第12条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

年 月 日付で承認した八王子市観光振興PRキャラクター着ぐるみの貸出については、下記の理由により取り消しましたので通知します。クリーニング、原状回復の上、速やかに着ぐるみを返却してください。なお、以後の貸出は承認しません。

記

取り消しの理由：